

議会だより

佐用

創刊号

平成17年11月15日発行

主な内容

- 新議会構成 P 2
- 204件の条例を制定 .. P 6
- 12月までの暫定予算 .. P 8



発行／佐用町議会 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1

一大撫山からの雲海一

編集／議会広報特別委員会 TEL. 0790-82-0668 FAX. 0790-82-0685

佐用町第一回議会 新構成でスタート



議長 梶原 義正
(旧上月町)

本年10月1日「佐用町」が誕生し、町議会も54名の新しい組織でスタートいたしました。

10月11日の臨時会において、私が初代議長に就任させていただくことになり、その責任の重さを痛感し、職務を全うすべく心も新たにいたしております。

町議会は合併特例法に基づき平成18年4月までの任期ですが、議員一人ひとりが町議会議員としての責務のもとに選ばれることを自覚し、町政の礎を築くとともに、議会運営等を通じ町政進展のため粉骨碎身の努力をいたすところです。

いずれにいたしましても、旧4町が今まで築き上げてまいりました歴史・文化・伝統を重んじ、『ひと まち 自然がきらめく 共生の郷 佐用』をめざして、魅力ある佐用町に、最善を尽くしてまいる所存でございます。

開かれた議会と行政、その役目の一端を担うに足りる議会だよりでありたいと全議員そして広報委員が一丸となって励んでいく所存でございます。

今後ともより一層のご指導と町民のご理解とご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

新しい佐用町のスタート
という記念すべき時に、奇
しくも新町議会において副
議長という重席に着かせて
いただきました。

改めて町民を代表する
町議会議員としての責務と
役割の重大さを深く自覚し
ておられるところでござります。

今後は議長を補佐しながら
円滑な議会活動を通して、
新町の基礎づくりに誠心誠
意努めていきたいと考えて
おります。皆様のご指導ご
支援をよろしくお願ひ申し
上げまして就任のご挨拶と
させていただきます。



副議長 大下吉三郎
(旧上月町)

新佐用町初議会におきまして
議会運営委員長に就任し、その
重責に身のひきしまる思いをいたしております。

議会運営委員会の権限は(一)議
会の運営に関する事項(二)議会の
会議規則、委員会に関する条例
等に関する事項(三)議長の諮問に
関する事項、であります。議会
運営委員会で協議するに当たつ
ては、各議員の理解と納得を得
られるよう、公平無私の立場を
堅持し、話し合いを基本にお互
い良い方向を見出すよう努力し
てまいりますのでご協力を切に
お願いいたしまして就任のごあ
いさつとさせていただきます。

議会運営委員会
副委員長 山田 弘治
委 員
高木 照雄 笠間 満
山田 勇 川田 真悟
巴 忠重 石原 俊一



委員長 井上 洋文
(旧佐用町)

厚生常任委員会



委員長 吉井 秀美
(旧佐用町)

新佐用町第一回議会で新編成された厚生常任委員の皆様のご推举により委員長に就任いたしました。

当委員会は、福祉・健康・衛生・消防など町民のみなさまの

日々の生活を支える部門を所轄する委員会です。

過疎、少子・高齢化社会の住民福祉をどう展開していくか課題は沢山あります。安心・安全の町づくりに貢献するため努力を重ねていく所存です。

みなさまの「指導」「鞭撻」を宜しくお願いいたします。



副委員長
目黒 有博
(旧南光町)



委員 笹田 鈴香
(旧佐用町)



委員 木村 慎吾
(旧佐用町)



副委員長 小松 博之
(旧佐用町)



委員 高見 誠規
(旧佐用町)



委員 反橋 譲
(旧上月町)



委員 山田 敏雄
(旧上月町)



副委員長
矢内 作夫
(旧佐用町)



委員 青木 宏
(旧佐用町)



委員 川田 真悟
(旧佐用町)



副委員長 塩崎 幸夫
(旧南光町)



委員 山田 弘治
(旧上月町)



委員 竹内 茂吉
(旧上月町)



委員 大下 東一
(旧上月町)



副委員長 坂本 順子
(旧上月町)



委員 新田 新一
(旧三日月町)



委員 植戸 勝治
(旧三日月町)



副委員長 森本 和昭
(旧南光町)



委員 森崎 龍二
(旧南光町)



委員 西本 俊秀
(旧三日月町)



委員 山田 勇
(旧南光町)

産業建設常任委員会



委員長 新田 俊一
(旧三日月町)

平成十七年十月一日をもつて佐用郡四町が合併をし、佐用町となりました。十月十一日に議員数五十四名で議員構成を行い、議長を始め各委員会・委員長・副委員長をすべ

て選舉により選出されました。

私は産業建設常任委員長に推举され新佐用町の今後を考えた時、どれだけの貢献と発展に寄与できるか、身のひきしまる思いを致しております。

私に与えられた任期の間、行政と委員の皆様とよく相談し、公平で信頼される委員会である様に積極的に取り組みたいと考えております。

関係各位のご協力を、心からお願い申し上げ、就任のあいさつとさせて戴きます。



副委員長 小松 博之
(旧佐用町)



委員 高見 誠規
(旧佐用町)



委員 山田 敏雄
(旧上月町)



委員 大下 東一
(旧上月町)



副委員長 坂本 順子
(旧上月町)



委員 新田 新一
(旧三日月町)



委員 植戸 勝治
(旧三日月町)



副委員長 森本 和昭
(旧南光町)



委員 森崎 龍二
(旧南光町)



委員 西本 俊秀
(旧三日月町)



委員 山田 勇
(旧南光町)

事務組合議会議員

佐用町・宍粟市

三土中学校事務組合

議員 梶原 義正

山本 重夫

- 兵庫県佐用郡佐用町、宍粟市をもつて組織する。
- 三土中学校を設置し及び管理し並びにこれに関する教育事務を管理し及び執行する。
- 事務所は、管理者所属の市役所または町役場に置く。
- 議会の議員の定数は、6人とする。

佐用町 3人

宍粟市 3人



▲三土中学校

播磨高原広域事務組合

議員 梶原 義正

- 次の市町をもつて組織する。たつの市・赤穂郡上郡町
- 佐用郡佐用町

- 次に掲げる事務を共同処理する。
 - (1)斎場の設置及び管理運営に関すること。
 - (2)靈柩自動車による遺体の運送に関すること。
 - (3)祭壇の使用に関すること。
 - (4)水道事業及び下水道事業に関すること。

- (5)播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の設置及び維持管理並びにこれに関する教育事務に関すること。
- (6)サッカー場の設置及び管理運営に関すること。
- (7)播磨科学公園都市の建設の推進に関すること。

- 議会の議員の定数は15人とし、関係各市町ごとの定数は、次のとおりとする。

たつの市	5人
上郡町	5人
佐用町	5人

にしほりま 環境事務組合

議員 梶原 義正

岡本 安夫

森本 和生

鍋島 恵文

西尾 誠

山田 勇

廣瀬 福市

大久保 宏務

- たつの市・宍粟市、上郡町、佐用町、安富町をもつて組織する。
- 次に掲げる事務を共同処理する。ただし、たつの市については、旧新宮町の区域に係る事務に限る。
 - (1)一般廃棄物（し尿を除く）の処理計画の策定に関すること。（収集運搬、最終処分計画は除く。）
 - (2)前号の基づく一般廃棄物処理施設及びこれらと関連して設けられる施設の建設並びに運営に関すること。

- 議会の議員の定数は22人とし、関係市町ごとの定数は、次のとおりとする。

たつの市	2人
宍粟市	8人
上郡町	2人
佐用町	8人
安富町	2人

委員会所管事務

する事項

- (7)消防本部の所管に関する事項

4. 産業建設常任委員会

- (1)農林振興課の所管に関する事項

- (2)農業共済課の所管に関する事項

- (3)商工観光課の所管に関する事項

- (4)地籍調査課の所管に関する事項

- (5)住宅管理課の所管に関する事項

- (6)建設課の所管に関する事項

- (7)農業委員会の所管に関する事項

- (8)議会運営委員会の所管に関する事項

5. 議会運営委員会

- (1)議会の運営に関する事項

- (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

- (3)議長の諮問に関する事項

6. 議会広報特別委員会

- (1)議会活動全般についての住民への周知

- (2)議会広報の編集・発行および、

- (3)これらの事務調査・研究等に関する事項

条例の提案説明

佐用町役場の位置を定める条例ほか二〇三件の条例の制定について、この度、佐用郡四町が合併し、新たに佐用町が誕生したことにより、円滑な行政運営を進める上で、必要な条例二〇四件の制定について、即時制定し、施行させる必要のある条例として専決をしたものであり、報告し、承認を求めるものです。

条例を 議論する

第一回臨時議会が十月十一日開かれ、一日目に議会構成、二日目に二〇四件の条例制定の専決処分について審議し、一括承認しました。

主な条例

第一号 佐用町役場の位置を定める条例



▲佐用町役場

第二十一号 佐用町職員定数条例



▲本庁舎1階

第五十一号 佐用町財政基金条例



▲出納室

第一回臨時議会が十月十一日開かれ、一日目に議会構成、二日目に二〇四件の条例制定の専決処分について審議し、一括承認しました。

討論

○反対

第三十六号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

佐用町特別職の職員で常勤の給与及び旅費に関する条例

第四十号 佐用町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例

佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

第四十二号 反対討論 銚島 裕文

議員の報酬及び費用弁償条例に反対する。反対理由の第一点目は、この間の報酬引き上げの際、共産党は町民生活の実態に照らして、判断すべき事を指摘し、反対してきた。議長で年収五六十万円・議員で三六十万円の報酬は、町民所得が年々減少している現実からして、問題だ。第二点目は、議員の当然の仕事である委員会（閉会中）への出席に毎回三千円支給される費用弁償は、報酬の一重どりといえるものである。

町三役の給与条例に反対する。町長の年収を一千三百六十一万円とするものである。合併後の

きびしい財政を考えれば、減額すべきだ。

第一〇三号 佐用町国民健康保険税条例

反対討論 吉井 秀美

国民健康保険給付費準備基金条例第二条は「毎会計年度、基金として積み立てる額は、保険給付に要した費用の前三箇年の平均年額の二分の一の額に達するまで積み立てる」と規定している。

これまでに「国保税が高すぎて支払いが困難、という実態から、基金を取り崩して保険税引き下げに充てよ」と要求をしてきたが、目標額に達していないとの理由から退けられてきた。

国保は自営業者や年金生活者が多く脆弱だ。国の支援無しには成り立たないが、国庫負担金は削減される一方だ。基金積立は、加入者の負担でやりくりしようとするものなので反対だ。



第六十八号 佐用町庁舎建設基金条例

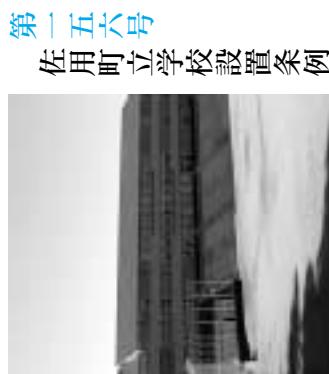
反対討論 森崎 龍一

議案第一号の専決第六十八号 庁舎建設基金条例は日南光町のものを引き継いだとの説明がありました。南光町は平成十六年度予算を組む時、「合併により庁舎建設の必要性はないので、庁舎建設基金条例を廃止したい」と提案しましたが、否決されました。基金の一億二千九百五十万円は、結果的に繰越運用されましたから、これも新町が引き継いだ形になります。条例がなければ繰替分の返還も必要なくなるものであり、条例制定には反対です。



▲大撫山から望む

204件の条例



第二五六号
佐用町立学校設置条例



第一四九号
佐用町消防団条例



第九十八号
佐用町在宅老人介護手当支給条例

▲上月中学校

▲消防団初出

▲介護予防（健康体操）

第一一九号 佐用町土地改良事業分担金徴収条例

反対討論 高見 誠規
旧上月町では、ほ場整備事業の農家分担金は十五%以内のところ、合併新町案では倍の三十%以内とされ、かんがい排水施設整備や農道整備事業でも農家分担金は引き上げられている。

これは魔治前佐用町長が合併を誘導する際の説明「負担は軽

第八十五号 佐用町福祉医療費助成条例

反対討論 笹田 鈴香
重度心身障害者、母子・父子家庭等に關わる医療費は、無料だつたのが、一日五〇〇円限度月二回までの一部負担になる等、条例改正され本年七月一日より施行された。しかし改正でなく改悪であり、正に福祉の後退だ。

乳幼児医療費の小学校就学前まで無料は、町単独事業で残されたが、窓口で支払いをし後で申請をしないと返金されない。以前のように窓口無料化にすべきだ。今後少子化はまぬがれない。若者の定住も考え乳幼児の医療費無料は高校卒業迄無料の自治体もある。せめて義務教育終了までするべきだ。国・県追従をやめ町単独取り組むべき。

第一一九号 佐用町土木改良事業分担金徴収条例

反対討論

高見 誠規
町長は、本来議会が決定すべき事項について、議会に代わつて処分することができ、この処分は処分後はじめて開かれる会議に報告して承認を求めなければならぬ」とされています。

く、サービスは高く」の逆を行くものである。

また、新町の基幹産業は農林業であり、この改悪案は認められない。

第一一九号 給佐用町上水道及び簡易水道

反対討論 金谷 英志
旧四町全体を見れば、水道料金が下がる旧町もありますが三日月区域の水道料金は、最も多くの方が対象になる、メータ一口径十三ミリで基本料金は十立方メートルまで一六〇円であつたものが一一〇円になり、超過料金は一〇〇円から一一〇円に引き上げられます。

合併においての説明では、サービスは下げる負担は軽くとの説明でした。水道料金は低い旧町に合わせるか、引き上げるのなら激変緩和措置を取るべきであると指摘して反対討論としたします。

専決処分とは

町長は、本来議会が決定すべき事項について、議会に代わつて処分することができ、この処分は処分後はじめて開かれる会議に報告して承認を求めなければならぬ」とされています。



○賛成
賛成討論 西岡 正
本案件について賛成討論を行います。
十月一日まではそれの町で条例の異なったところがございました。
その条例制定に当たつては議会費用弁償等、議長会で、町村会でもいろんな状況の中審議がされたと思います。
合併協議会でも十分審議が行われています。
今後若干の課題はありますがこれが一番妥当といたことで出された結果でありますので私は尊重すべきだと思います。

暫定予算を承認!!

平成17年度暫定予算の方針

平成17年10月1日に佐用町、上月町、南光町及び三日月町の4町が合併し、合併後50日以内に町長の設置選挙が実施されることから、新佐用町の本予算が成立するまでのつなぎ予算として暫定予算を編成しました。なお、暫定予算は、本予算が成立した時、全て吸収されることになります。

暫定予算については、町長の設置選挙、その後開催される定例町議会等の日程を考慮し、平成17年10月1日から3ヶ月間（本予算成立まで）としました。

《一般会計歳入の主なもの》

- ・町 税 12月末までに納期の到来する税の収入見込み額
- ・地方交付税 12月までに交付される交付税
- ・国庫支出金 公営住宅整備6,350万円、まちづくり交付金5,928万円、地方道路整備6,765万円
- ・県支 出 金 農林災害1億3,455万円、保険基盤安定5,354万円、基盤整備促進4,729万円、林道開設2,705万円、老人医療費補助2,175万円 他

《一般会計歳出の主なもの》

- ・総務費 町長選挙費1,674万円
- ・民生費 けんこうの里900万円、ふれあいの里4,500万円
- ・衛生費 播磨高原広域事務組合負担金923万円、クリーンセンター修繕6,265万円
- ・農林水産業費 畜産業土地建物購入800万円、農地費測量調査3,031万円、ほ場整備6,339万円、地籍調査測量調査3,918万円、農産物加工センター2,000万円、味わいの里1,641万円、林道開設3,500万円、治山事業2,065万円
- ・土木費 道路台帳整備263万円、道路修繕3,061万円、道路整備2億4,175万円、橋梁整備1億2,838万円、河川整備1,285万円、播磨高原上水道2,186万円、公営住宅管理5,405万円、公営住宅建設2億7,984万円
- ・消防費 常備消防1億2,704万円、非常備消防5,628万円
- ・教育費 小学校通学対策780万円、中学校通学対策536万円、三日月文化センター工事4,100万円、給食センター運営3,516万円
- ・公債費 一時借入金利子330万円
- ・諸支出金 水道事業5,000万円、旧町借入金返済金1,270万円 他

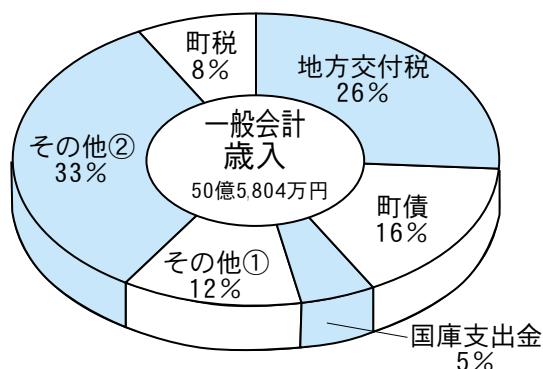
第一回臨時議会が、10月11日に招集、12日まで開かれ、佐用町長職務執行者から平成17年度暫定予算15件をはじめ、条例制定の専決議案が提出され全て承認しました。

新佐用町スタート！

平成17年度暫

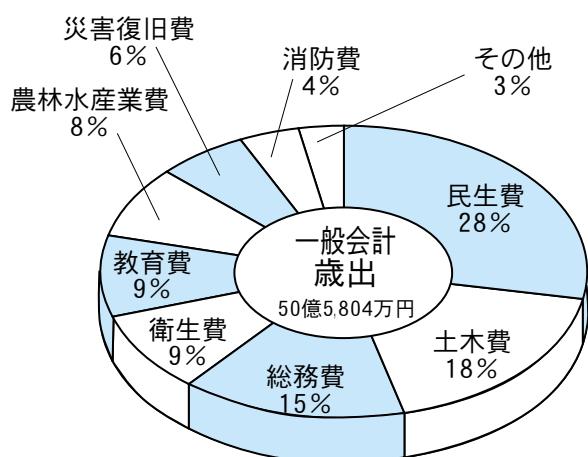


▲ほ場整備（大坪）6,339万円



その他①=県支出金、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金

その他②=分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入



予算総額96億1,618万円
平成17年度暫定予算

会計名	予算額
一般会計	50億5,804万円
国民健康保険特別会計	9億5,309万円
老人保健特別会計	12億8,360万円
介護保険特別会計	4億1,853万円
朝霧園特別会計	3,788万円
簡易水道事業特別会計	11億6,186万円
特定環境保全公共下水道事業特別会計	3億6,139万円
生活排水処理事業特別会計	4,932万円
西はりま天文台公園特別会計	5,958万円
笹ヶ丘荘特別会計	3,827万円
歯科保険特別会計	1,274万円
宅地造成事業特別会計	1,926万円
農業共済特別会計	3,679万円
石井財産区特別会計	371万円
水道事業会計	1億2,212万円
合計	96億1,618万円

※千円以下切り捨て



▲クリーンセンター修繕6,265万円

議会日程 の予定

11月

- 25(金) 議員連絡会
28(月) 一般質問締切
29(火) 臨時議会

12月

- 2(金) 12月定例議会開会
5(月) 一般質問
6(火) 定例議会(一般質問)
7(水) 定例議会(一般質問)
9(金) 定例議会(予備日)
12(月) 定例議会
13(火) 予算特別委員会
14(水) 定例議会
15(木) 予算特別委員会
16(金) 定例議会(予備日)
19(月) 総務常任委員会
20(火) 文教常任委員会

1月

- | | | | | |
|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 10(火) 決算監査(旧佐用町) | 11(水) 決算監査(旧佐用町) | 12(木) 決算監査(旧上月町) | 13(金) 決算監査(旧上月町) | 16(月) 決算監査 |
| (旧南光町) | (旧大撫・広域) | (閉会) | (閉会) | (旧三日月町) |
| 17(火) 決算監査 | 18(水) 決算監査(旧南光町) | 19(木) 決算監査(旧南光町) | 20(金) 決算監査 | 21(月) 決算監査 |
| (旧三日月町) | (旧大撫・広域) | (旧大撫・広域) | (旧大撫・広域) | (旧佐用町) |
| 22(水) 議員連絡会 | 23(木) 新佐用町 | 24(火) 例月出納検査 | 25(水) 例月出納検査 | 26(木) 12月定例議会(閉会) |
| 3月議会議案書配付 | | | | 1月定例議会(閉会) |
| 27(月) 一般質問締切 | | | | 正午まで |

3月

- | | | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|
| 2(木) 3月定例議会開会 | 3(金) 定例議会(一般質問) | 6(月) 定例議会(一般質問) | 7(火) 定例議会(一般質問) | 8(水) 定例議会(一般質問) |
| (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) |
| 9(木) 定例議会(予備日) | 10(火) 定例議会 | 11(水) 定例議会(予算審査特別委員会) | 12(木) 定例議会 | 13(金) 定例議会(予算審査特別委員会) |
| (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) |
| 14(火) 定例議会 | 15(水) 定例議会 | 16(木) 定例議会 | 17(金) 総務常任委員会 | 18(月) 文教常任委員会 |
| (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) |
| 19(水) 厚生常任委員会 | 20(木) 厚生常任委員会 | 21(火) 3月定例議会閉会 | 22(水) 3月定例議会閉会 | 23(木) 3月定例議会閉会 |
| (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) |
| 24(金) 産業建設常任委員会 | 25(火) 3月定例議会閉会 | | | |
| (金谷 英志) | (金谷 英志) | | | |

2月

- | | | | | |
|--------------------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 6(月) 臨時議会(開会) | 7(火) 17年度決算審査特別委員会 | 20(月) 総務常任委員会 | 22(水) 文教常任委員会 | 23(木) 厚生常任委員会 |
| (旧上月町) | (旧佐用町) | (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) |
| 8(水) 17年度決算審査特別委員会 | 9(火) 17年度決算審査特別委員会 | 24(金) 産業建設常任委員会 | 25(火) 3月定例議会閉会 | 26(水) 3月定例議会閉会 |
| (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) | (金谷 英志) |
| 17(火) 年度決算審査特別委員会 | | | | |

次回定例会は
1月2日(金)
開会予定



▲議会広報特別委員会

編集後記

合併特例法の第七条では、「二年を超えない範囲で、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる」となっています。これによって新佐用町議会議員は、来年の四月まで五十四名という現時点では県下最大の議会となりました。

新・佐用町が発足して、それ

ぞれ旧町で取り組んできたまちづくりを更に進めるためには、各議員の話し合いが必要です。

「議会だより」は、議会の活

発した議論をわかりやすくお知ら

せする紙面をめざしてまいります。

議会広報特別委員会
委員長 金谷 英志

副委員長 山田 敏雄

委員 山本 幹雄 坂本 順子

森本 和昭 西田 政幸

笠田 鈴香 猪口 久雄

年賀状は
ご遠慮せいでいたさます

私たち議員は、公職選挙法により町民の皆さんに候のあいさつ状(年賀状)を出すことは禁じられています。失礼いたしますがご了承ください。